明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○法務大臣が指定する電子署名の方式等に関する件の一部を改正する件（法務三〇）　一
○通信網緊急改善計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一六）　二
○貧困農民支援に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一七）　二
○ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八）　二
○実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約のガーナ共和国による批准に関する件（同一九）　二
○千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定へのモンテネグロの加入に関する件（同二〇）　二
○許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約へのタジキスタン共和国の加入に関する件（同二一）　二
○標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書へのメキシコ合衆国の加入に関する件（同二二）　二
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（農林水産二一一）　二
○平成二十五年産のてん菜及びさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びにでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を定めた件（同二一二）　二
○保安林の指定をする件（同二一三～二一六）　三
○保安林の指定を解除する件（同二一七～二二二）　四
○特定土地区画整理事業の施行規程の変更及び事業計画の変更を認可した件（国土交通六〇）　六
○道路に関する件（東北地方整備局七、八）　七
○都市計画に関する件（中部地方整備局一三）　七
○道路に関する件（中国地方整備局一四）　七
〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　外務省　農林水産省　七
〔叙位・叙勲〕　二
〔皇室事項〕　二
〔官庁報告〕
産業
日本工業規格（経済産業省）　二
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　二
公聴会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（近畿経済産業局）　二
〔公告〕
諸事項
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二三
会社その他　二九

告示

○法務省告示第三十号

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第九条第一項及び第二項（同令第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務大臣が指定する電子署名の方式等に関する件（平成十九年法務省告示第百二号）の一部を次のように改正する。

この改正は、平成二十五年一月二十五日から効力を生ずる。

平成二十五年一月二十一日

法務大臣　谷垣　禎一

1中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

○外務省告示第十六号

平成二十四年十二月二十八日にネーピードーで、通信網緊急改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　通信網緊急改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十七億千万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十月三十一日まで

4　署名者

日本側　沼田幹男在ミャンマー大使

ミャンマー側　キン・サン・イー国家計画・経済開発副大臣

平成二十五年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第十七号

平成二十四年十二月二十八日にネーピードーで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億三千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　沼田幹男在ミャンマー大使

ミャンマー側　キン・サン・イー国家計画・経済開発副大臣

平成二十五年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄